

電子契約サービス導入支援業務仕様書

1 業務の名称

令和4年度 電子契約サービス導入支援業務

2 業務の目的

本業務の目的は、事業者等の利便性の向上と負担の軽減を図るとともに、市の事務の効率化の向上を図るため、契約締結手続を電子化させる電子契約サービス（以下「サービス」という。）の導入と、令和5年度からのサービスの運用開始が円滑に行えるようにするために今年度にサービスの選定や導入準備に対する支援を受ける業務である。

3 業務の履行場所

佐賀県小城市地内

4 業務期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

5 業務の範囲

本市及び契約相手方が合意した電子化した契約書（以下「電子契約書」という。）にタイムスタンプ及び事業者自身の電子署名を付与することにより、市及び契約相手方が電子証明書を取得することなくクラウド上で契約を締結できる環境を構築するとともに、受託者の専門的知見に基づき業務フローや制度設計などの導入準備に対し支援を実施する。

(1) 電子契約サービス内容

- ・電子契約書に電子署名を行い保存するクラウド等の提供及び保守管理
- ・電子契約書にタイムスタンプ及び事業者自身の電子署名を付与することにより、市及び契約相手方が電子証明書を取得することなく事業者のクラウド上で契約を締結できる環境の提供
- ・システム操作手順書等使用方法が分かる資料の提供
- ・本人確認に使用する電子メールについての、所属する組織等の確認やなりすましのリスク軽減策に関する、機能面又は運用面での対策
- ・電子契約書の保管管理
- ・事業者と本市との間の立会人型電子契約サービスの提供業務契約書が解除された場合、市がサービスを利用して締結した契約書の電子データ（以下、「契約書データ」という。）について、クラウド内に保存されているすべての契約書データを事業者

と市との間で合意した方法により返却する。

- ・契約期間を通じた契約総数は約230件を想定
- ・その他、上記に定めるもの以外で、新たに市から追加の対策を求めるものについては、適宜、両者で協議し決定する。

(2) システム要件

- ・事業者が提供するサービスは、建設業法第19条第3項（昭和24年法律第100号）に規定する技術的基準を満たすものであること。
- ・現在、市職員が利用しているPC端末で利用できること。
- ・LGWAN環境で利用ができ、J-LISが定めるASPガイドライン等各種規定に準じてサービスが提供できること。
- ・上記電子署名は、タイムスタンプにより最低10年有効性を検証できるもの。
- ・電子契約書を保管管理するクラウドにおいてセキュリティ対策が講じられていること。
- ・電子署名の検証については、Adobe社製の無償でダウンロードできるPDF閲覧ソフトウェアである「Acrobat Reader」によって電子契約書PDFファイルを開覧して、「署名パネル」欄を確認することにより行うことができること。
- ・契約締結の際の合意が証明できる書面を作成できること。
- ・本市がクラウドへ契約書をアップロードする際は、予め登録した承認者を經由しないとアップロードできない設定が可能であること。なお、その他方法で内部統制機能が設定可能な場合はこの限りではない。

(3) 導入支援

- ・電子契約を行うまでの業務フロー作成に対し、支援を行うこと。
- ・電子契約を導入するにあたり関係法令等への対応に支援を行うこと。
- ・サービスの機能や操作に関して、マニュアル等を作成し、提供すること。
- ・本サービスの運用開始前に、市職員及び事業者向けに説明会を開催するため、説明会資料や説明について支援を行うこと。

(4) 保守対応

運用開始後、正常に動作しない場合は、問合せ対応等窓口により速やかに解決できるよう協力すること。また、不測の事態によりクラウドが使用できない等、市業務に支障をきたす事態が発生した際は、速やかに市に連絡し、今後の対応をその都度協議することとする。

また、システム操作方法に関する問い合わせ窓口を設置や、利用する市職員からのメール、電話、チャット等の方法により問い合わせに対応すること。

6 法令等の遵守法令等の遵守

- (1) 受託者は、別添の「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守すること。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

- (2) 受託者は、市のセキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保するとともに、当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- (3) 受託者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

7 その他の留意事項その他の留意事項

- (1) 業務の一部を再委託により実施する場合には事前に市と協議の上行うこと。
- (2) 受託者は、必要に応じ市と適宜協議の上、本業務の改善に努めること。
- (3) 本業務において打ち合わせを行った場合は受託者において議事録の作成を行うこと。
- (4) 本業務委託の遂行に当たり疑義等が発生した場合においては、詳細を市へ報告の上、必要に応じて協議を行なうものとする。